

岩国市立保育園民営化実施基準

(平成 25 年 1 1 月策定)

(平成 27 年 10 月改正)

(令和 6 年 3 月改正)

I 実施基準

1 目的

「岩国市立保育園の整備に関する基本方針及び整備計画（第 2 次）」（平成 31 年 3 月策定）に基づき、市立保育園の民営化を進めるに当たり、子どもや保護者が安心し、かつ満足できる保育園生活を送ることができるように、次のとおり岩国市立保育園民営化実施基準を定めます。

2 民営化実施の形態

市立保育園を民営化する方法としては、設置主体及び運営主体を民間事業者に移行する「民設民営方式」と、設置主体は本市のまま、指定管理者制度や業務委託を活用し、運営主体のみを民間事業者に移行する「公設民営方式」があります。

本市においては、保育ニーズに添った柔軟な運営、自主的な保育サービスの提供の促進を図るため、設置主体及び運営主体ともに民間事業者に移行する「民設民営方式」で実施します。

3 民営化に係る設置・運営事業主体

市立保育園の民営化に係る設置・運営主体は、移管後において質の高い保育を実施するとともに、長期的に安定かつ健全な事業運営を確保できる者としします。

また、民営化に際しては、小学校就学前児童に対し、保育の必要性の有無に関係なく、教育と保育を一体的に提供する幼保連携型認定こども園への移行を優先して検討することとしします。

この場合においては、民営化対象の市立保育園が立地している小学校区内における小学校就学前児童の教育・保育のニーズ量と提供量をもとに、検討するものとします。

(1) 幼保連携型認定こども園を設置する場合の設置・運営主体

設置・運営主体は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 12 条の規定に基づき、学校法人及び社会福祉法人とします。

(2) 保育園を設置する場合の設置・運営主体

設置・運営主体は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項及び「保育所の設置認可等について」（平成 12 年 3 月 30 日付け児発第 295 号）の規定に基づき、社会福祉法人、学校法人、株式会社その他制限を設けないものとします。ただし、社会福祉法人以外の者が設置・運営主体となる場合は、次の要件を満たすものに限るものとします。

ア 保育所を経営するために必要な経済的基礎があること

イ 経営者（設置者が法人である場合にあっては、当該法人の経営に携わる役員とする。以下同じ。）が社会的信望を有すること

ウ （ア）及び（イ）のいずれにも該当するか、又は（ウ）に該当すること。

（ア） 実務を担当する幹部職員が、保育所等において2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は、経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。

（イ） 社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（保育所の運営に関し、当該保育所の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること

（ウ） 経営者に、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含むこと

エ 保育所を経営する事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者でないこと

オ 財務内容が適正であること

4 選考方法

民営化事業者の選考については、公募型プロポーザル方式により行うとともに、「岩国市立保育園の民営化に係る事業者選考委員会（以下「民営化事業者選考委員会」という。）」を開催し、民営化事業者選考委員会の意見を基に、市長が決定します。

5 市有財産の貸付等

民営化事業者の継続的・安定的な運営を図るため、次のとおり市有財産の貸付等を行います。

なお、市議会の議決を要する場合は、当該手続き後に貸付け又は譲渡を行います。

(1) 土地

5年間は、無償で貸し付けます。ただし、施設の建設を条件に民営化する場合の無償貸付期間については、市との協議の上で決定します。

無償貸付期間満了後において、幼保連携型認定こども園又は保育所として使用する場合に限り、無償貸付期間を更新することができるものとします。

(2) 建物及び工作物

建物及び工作物の貸付又は譲渡については、市立保育園ごとの施設の状況に応じ、市との協議の上で決定します。

(3) 物品 無償譲渡します。

6 民営化に係る運営条件

市立保育園の民営化に当たり、次の事項を運営条件とします。

(1) 児童福祉法、子ども・子育て支援法、認定こども園法、岩国市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等関係法令を遵守すること。

- (2) 利用定員 市と協議した定員数を確保すること。
- (3) 開所時間・休園日 市と協議した開所時間・休園日とすること。
参考：市立保育園 午前 7 時 30 分～午後 7 時（延長保育含む。）
- (4) 特別保育
- ・延長保育事業を実施すること。
 - ・障害児保育事業を実施すること。
 - ・一時預かり事業を実施すること。
 - ・地域子育て支援事業を実施すること。
 - ・その他の特別保育事業の実施については、必要に応じて検討を行う。
- (5) 職員配置
職員の配置については、府省令等に定めるところによること。
- (6) 保育内容・行事
保護者の意見を十分聴き、理解を得ながら行うこと。
- (7) 給食・保健衛生・防災対策
- ① 給食は、自園調理方式を採ること。ただし、調理業務の委託は可能とする。
 - ② 給食の提供に当たっては、「食品衛生法」に基づく衛生管理を実施し、児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画に基づき、児童の体調や食物アレルギーに対する除去食等の実施など個別事情に十分配慮すること。
 - ③ 食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）及び「保育所における食育に関する指針」に基づいて各年齢の発育・発達段階に応じた食育に取り組むこと。
 - ④ 給食施設・設備をはじめ、施設の衛生管理、児童・職員の健康診断を徹底すること。
 - ⑤ 児童に対しては、年 2 回以上の健康診断や歯科検診等を必ず実施するとともに、嘱託医等との連携を図ること。
 - ⑥ 非常災害等、緊急時の安全確保を図るため、施設内防災計画の策定を行うとともに随時見直しを行うこと。また、当該防災計画に基づき、関係機関との連携協力体制、避難誘導等の体制整備を図ること。
- (8) 費用の徴収
市が事前に認める実費徴収金以外の負担を保護者に求めないこと。ただし、民営化後新たな保育サービスの対価として必要と判断する場合は、保護者への説明・理解を得た上で実施すること。
- (9) 職員研修
職員の資質向上のため、職員研修計画を作成し、積極的に研修等に参加させること。
- (10) 保護者との懇談等
保護者との懇談会を適時実施し、保護者の意見や要望に対し誠意をもって対応すること。
また、保護者の苦情等に対しては、解決の仕組みを整備・公表するなどして円満な解決を図ること。

Ⅱ 民営化の進め方

1 民営化対象園の選定

民営化対象とする保育園の選定については、就学前児童数の推移、施設の耐震性・老朽化などの状況、立地条件、利便性、地域の特性等を総合的に検討して選定します。

2 スケジュール

保護者等への説明や法人における準備期間を十分確保できるよう移管計画（おおむね2年間）を策定します。ただし、施設の建設を条件に移管する場合は、当該計画期間や内容を変更することがあります。

(1) 民営化予定園の公表から民営化事業者の決定までの期間について

- ・保護者や地元住民との意見交換を行います。

(2) 引継ぎ期間について

- ・円滑な引継ぎが行われるよう、必要な指導・改善を行います。
- ・市職員（保育士）と民営化事業者職員が共同で保育に当たる期間を設けます。
- ・保護者、民営化事業者及び市（以下「三者」という。）は、保育内容や提供サービス（費用含む。）、給食関係等について協議し、合意形成を図ります。

3 保護者説明

民営化園の子どもや保護者が、安心して通園できるよう、適時情報提供を行うとともに、意見交換などの場を設けます。

【保護者（地域）説明会】 園選定理由の説明や民営化事業者決定後の民営化事業者紹介を行います。説明会に出席できない方にも、意見聴取・情報提供などの対応を図ります。

【保育園見学会】 民営化事業者の保育園の運営状況等の見学や、民営化事業者との意見交換の場を設けます。

【共同保育】 市と民営化事業者との共同保育や体験保育などの場を設けます。

4 民営化対象保育園の会計年度任用職員等の雇用について

民営化対象保育園に勤務する会計年度任用職員等で、民営化事業者での就労を希望するものについては、採用されるよう支援します。

Ⅲ 民営化後の対応

民営化後、事業者の質の維持・向上のため、市が訪問指導を行います。また、一定期間三者による意見交換会を開催し、保育内容を確認するとともに、改善を要する場合は、指導を行います。